

おのみちしぐさ自転車マナー編 「クールサイクリスト」運動

背景

学生の通学時における自転車マナーに対する市民からの苦情
自動車と自転車、自転車と歩行者等の通学路でのヒヤリ・ハットの増加

目的

本市では、郷土の発展と健康で明るく住みよいまちづくりを掲げる市民憲章の精神を基本姿勢とし、市民が誇りを持つことが出来るまちづくりを進めています。自転車マナーについても、市民憲章の中にある「互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう」に基づき、他人も自分も大切に作る心を持った自転車乗りを「クールサイクリスト」と位置づけ、通学時の自転車マナー向上運動を展開します。

取組み

市内の学校に対して、自主的な自転車マナー向上に資する取組みを呼びかけ、警察・市教委・県東部教育事務所・市等が取組みに対する側面支援を行います。

取組みを実施した学校に対し、「クールサイクリストステッカー」を進呈させていただきます。ステッカーが貼付された自転車で走行することにより、市民憲章の精神を自覚していただき、心の繋がるまち「おのみち」の市民としての誇りと自信を育みます。

実施内容（例）

交通安全講習会の開催

- ・ 警察署等による自転車利用マナー向上を目指す講習

生徒も主体的に参加する交通安全週間の取組

- ・ 保護者、教職員による登校時交通安全指導に加え、生徒会役員を中心に自転車置き場で立ち番を実施

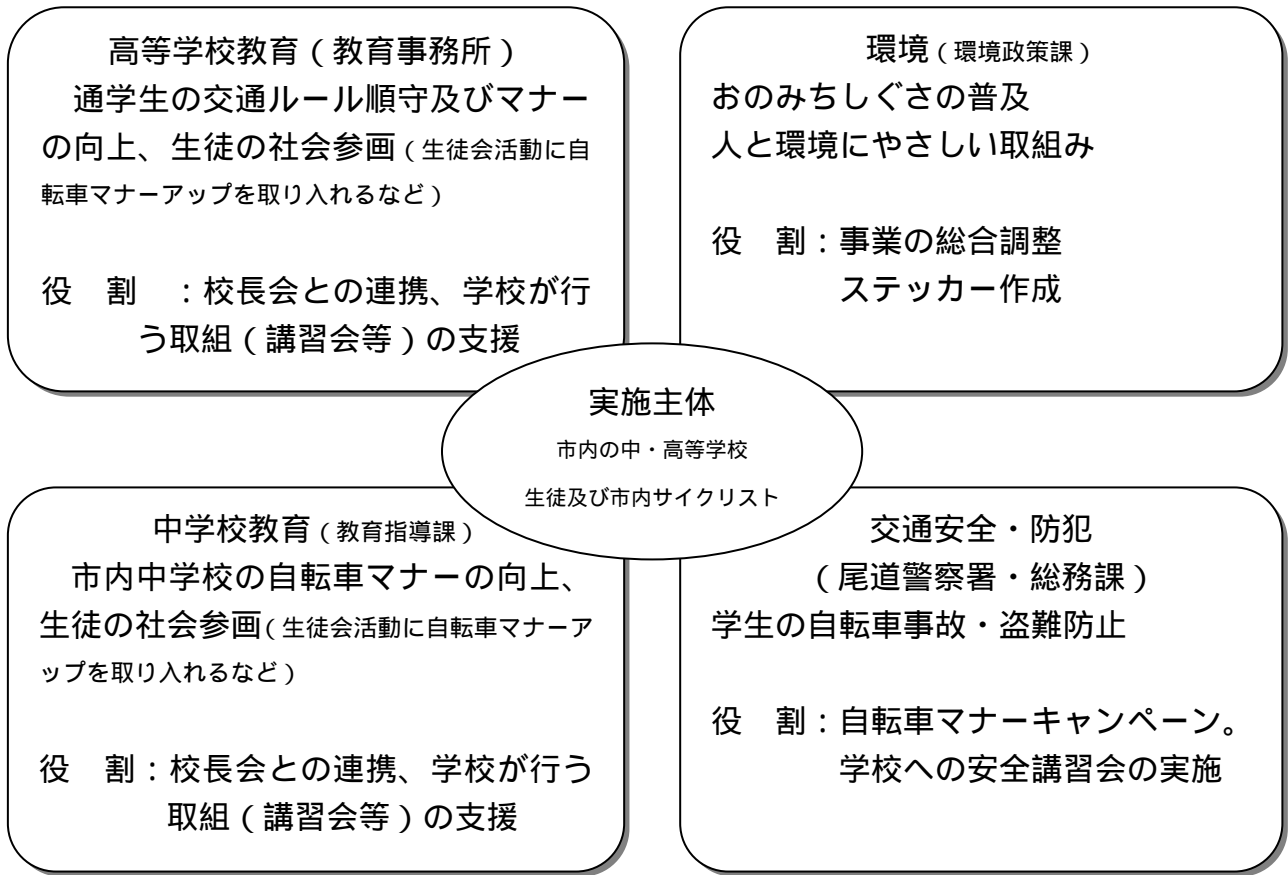
交通安全モラル向上ポスターの作成

- ・ 「自転車も車輛 道路の左側を通ろう」「自転車の二人乗り・並走は絶対禁止」に関するポスターを作成し、自転車置き場に設置

学校近辺の交通危険箇所把握のための調査を実施

- ・ 生徒、保護者ととともに近辺の危険箇所を調査 街灯間隔や起伏等を確認

イメージ



尾道市民憲章

昭和53年4月18日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で ころろ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう